熊市歯発第１６５号
令和４年３月１５日

会　員　各　位

熊本市歯科医師会
会長　宮 本 格 尚
（医療相談委員会扱い）

医療相談委員会からのお知らせとお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、最近、歯科だけでなく、世の中全体に「法令遵守」という意識が強まっているように思われます。これまで問題にならなかったようなことでも、これからは大きな問題に発展する可能性があります。

そこで、県歯医療対策委員会より、以下の２点について注意喚起の指示がありました。

１．歯科衛生士、歯科助手の業務範囲

先日、県歯から、静岡県で歯科医師と歯科助手が逮捕された事例の報告があったと思います。

歯科衛生士の業務を歯科助手が行うのは当然ながら違法行為になります。患者からのクレームや、スタッフから「違法行為を強制させられた」と訴えられたりする可能性がありますので、業務範囲の再確認と遵守をお願いします。

今は、何でもインターネットで検索して調べることが可能ですので、患者も業務範囲を把握しています。

２．医事紛争報告書の提出期限について

昨年来、医療事故・医療トラブル報告書の提出が増加傾向です。しかしそのほとんどが、数か月経過しています。県歯の定款規則・医療処理規定第７条の２に〝提出期限はトラブルが起きた日から３０日以内〟となっています。これを過ぎると医療対策委員会が対応できないだけでなく、加入している歯科医師賠償責任保険が使えなくなります。

何かトラブルが起きたときは、速やかに報告をお願いいたします。

個人情報保護規定に則り、委員会での情報管理は厳格に取り扱いますので、ご安心下さい。